

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和38年10月1日にA社B支社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から39年8月29日まで

C社で勤務しながらA社B支社において営業外務社員として勤務した。しかし、同社B支社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同事業所で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年11月1日までの期間については、A社（本社）における募集人の登録カードから、申立人が、当該期間において同社B支社で勤務していたことが推認できる。

また、A社B支社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当該被保険者記録は申立人のものであると認められ、申立人が昭和38年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年5月30日から同年9月30日までの期間及び同年11月1日から39年8月29日までの期間については、A社（本社）における募集人の登録カードから、申立人が当該期間において同社B支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時のA社B支社の事務担当者は、「営業成績査定により基準を満たした者を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、当時、申立人と同様に募集人であった同僚は、「A社B支社の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、別の同僚は、

「A社B支社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その他複数の同僚においても、同社B支社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、A社は、当時の同社における募集人の厚生年金保険の加入基準及び申立人の同社B支社における厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年6月まで  
毎年、母親がA市役所B事務所で私の国民年金保険料の免除申請をしたはずである。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、その母親が国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、その母親からは具体的な証言を得られなかった上、申立人自身は免除申請手続に直接関与していないため、申立期間当時の免除申請の状況が不明である。

また、申立人の母親は、自宅で免除申請を行ったことが無く、毎年、A市役所B事務所で免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間後、自宅において免除受理された記録が確認できたことから、毎年、申立人の母親が同市役所B事務所で免除申請を行ったとは考え難く、申立期間については、申立人の母親が免除申請を行わなかった可能性も考えられる。

さらに、申立人は、その母親と同一世帯であったとしているところ、保険料の免除が承認されるためには、世帯員である申立人とその母親の所得が免除基準内であることが必要であるが、その母親の平成13年の所得は免除基準額を超えていることが確認できたことから、仮に申立人の母親が免除申請を行ったとしても、当該申請が承認されたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで

昭和40年ごろ、A市役所B支所から未納の通知が来たので、夫が同支所へ出向き、未納となっている期間を調べてもらい、まとめて納付した。その後は、夫の分と併せて二人分ずつ地区の集金で納付した。一緒に納付していた夫が納付済みになっているのに、私だけ未納となっていることは不自然に思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その夫の記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その夫が昭和40年ごろA市役所B支所でまとめて未納分を納付し、その後は、夫の分と併せて地区の集金人に納付したと述べているが、申立人には、婚姻前の36年4月ごろにC村（現在は、D町）で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、オンライン記録及びC村の国民年金被保険者名簿によると、当該番号は、39年4月に資格喪失していることが確認できる上、48年5月ごろにE市で払い出された国民年金手帳記号番号は、資格取得が46年4月1日とされている。これらのことから、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって納付することはできない上、申立人に対して地区で集金が行われていたとは推認できず、申立人の夫が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立人の保険料をまとめて納付したのは1回だけと述べており、申立期間直後の昭和46年4月から48年3月までの保険料が同年9月7日に一括納付されていることから、申立人の夫がA市役所B支所へ出向き、まとめて納付した時期はこの時期と考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年8月までの期間、同年10月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から同年8月まで  
② 平成10年10月  
③ 平成11年3月

平成10年3月ごろ、A町役場で、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。1か月に一度帰省した際、A町役場か役場内のB銀行で、毎月1万3,300円を納付書に添えて、自分が国民年金保険料を納付した。私が払い忘れた時は、母親が国民年金保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びその母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関する記憶が明らかでなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間当時、まだ修行中であり、金銭的余裕は余り無かったと述べていることから、毎月、申立人が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親に聴取したところ、申立人の母親は、申立人が帰省した際に申立人に納付書を手渡したことは無く、母親自身がすべて国民年金保険料を納付していたと述べている上、申立人が国民年金保険料を納付したことは無いと供述するなど、申立人の主張と相違しており申立内容が不合理である。

加えて、申立人の母親は、現年度で毎月納付していたと述べているところ、オンライン記録によると、申立期間以外の平成10年度の国民年金保険料は、時効直前に過年度納付されていることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年3月まで  
両親が加入手続をして、両親が納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、その父親は既に亡くなっていること、及びその母親は高齢のため当時の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月ごろに払い出されており、申立期間直後の45年4月から47年3月までの保険料が過年度納付されている。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号も申立人と同時期に払い出されており、申立人と同じように過年度納付され、申立期間は、厚生年金保険加入期間を除き未納となっていることから、申立人の両親は、昭和47年4月の申立人の結婚を契機に、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その時点で、45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは、第1回特例納付実施期間中であることから、申立期間は、特例納付が可能であるが、前述のとおり、申立期間当時の納付状況等は不明であるほか、特例納付した形跡も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付は一切行っていないが、昭和52年4月に入籍した後、義父母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしたと思う。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金の第3号被保険者制度が実施（昭和61年4月1日）された後の昭和61年6月ごろに払い出されており、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その義父母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしたと述べる一方、その義父母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した話を聞いたことは無いと述べていることから、その義父母が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人の義父母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父母も既に亡くなっていることから、申立人の義父母が申立人の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 10 日から 33 年 3 月 1 日まで  
昭和 29 年 3 月に学校を卒業後、A 社（その後、組織変更して B 社）に入社して、41 年 9 月まで継続して勤務した。30 年 7 月から 33 年 2 月までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

多数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において B 社 C 営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の B 社 D 本社の経理担当者は、「B 社 C 営業所は独立採算制をとっていたので、当時、厚生年金保険の加入手続についても、営業所単位で判断して行っていた。」と供述しているところ、B 社 D 本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社 D 本社における厚生年金保険の資格喪失期間は、同社 C 営業所の在職期間に該当していることが確認できる上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、B 社 C 営業所は、昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 768

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 11 日から 32 年 1 月 25 日まで

A社（その後、組織変更してB社）に勤務した昭和 30 年 8 月 11 日から 32 年 1 月 25 日までの厚生年金保険被保険者記録が抜けている。途中で辞めたりしておらず、病院にも行っていたことは、同僚のC氏に聞いてもらえば分かるので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

多数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB社D営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時のB社E本社の経理担当者は、「B社D営業所は独立採算制をとっていたので、当時、厚生年金保険の加入手続についても、営業所単位で判断して行っていた。」と供述しているところ、B社E本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社E本社における厚生年金保険の資格喪失期間は、同社D営業所の在職期間に該当していることが確認できる上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、B社D営業所は、昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月10日から47年11月1日まで  
A社で勤務しながらB社C支社において営業外務社員として勤務した。しかし、同社C支社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同社C支社で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(本社)における募集人の登録カードから、申立人が、申立期間において同社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、B社C支社の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、別の同僚は、「B社C支社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その他複数の同僚においても、B社C支社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社は、当時の同社における募集人の厚生年金保険の加入基準及び申立人の同社C支社における厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から49年5月1日まで

A社で勤務しながらB社C支社において営業外務社員として勤務した。しかし、同社C支社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同事業所で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社(本社)における募集人の登録カードから、申立人が、申立期間において同社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時のB社C支社の事務担当者は、「営業成績査定により基準を満たした者を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、当時、申立人と同様に募集人であった同僚は、「B社C支社の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、別の同僚は、「B社C支社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その他複数の同僚においても、同社C支社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社は、当時の同社における募集人の厚生年金保険の加入基準及び申立人の同社C支社における厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 61 年 1 月 31 日まで

A社で勤務しながらB社C支社において営業外務社員として勤務した。しかし、同社C支社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同事業所で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社（本社）における募集人の登録カードから、申立人が、申立期間において同社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時のB社C支社の事務担当者は、「営業成績査定により基準を満たした者を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、当時、申立人と同様に募集人であった同僚は、「B社C支社の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、別の同僚は、「B社C支社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その他複数の同僚においても、同社C支社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社は、当時の同社における募集人の厚生年金保険の加入基準及び申立人の同社C支社における厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、B社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に、申立人と同じ氏名等が記載されているものの、厚生年金保険の資格取得日と資格喪失日が同日（昭和40年7月1日）であることから、資格取得自体が取り消されたと推認できる資格記録がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月15日から48年9月1日まで

A社で勤務しながらB社C支社において営業外務社員として勤務した。しかし、同社C支社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、同事業所で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社(本社)における募集人の登録カードから、申立人が、申立期間において同社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時のB社C支社の事務担当者は、「営業成績査定により基準を満たした者を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、当時、申立人と同様に募集人であった同僚は、「B社C支社の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、別の同僚は、「B社C支社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、その他複数の同僚においても、同社C支社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社は、当時の同社における募集人の厚生年金保険の加入基準及び申立人の同社C支社における厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 19 日から 32 年 4 月 29 日まで  
私は、昭和 32 年 4 月に、A 市にあった B 社を退社後、すぐに C 市へ行った。会社は退社後の私の連絡先を知らないし、脱退手当金を受けた記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて B 社本社へ照会したところ、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があった。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 32 年 4 月 29 日の前後 2 年間に資格喪失した同僚のうち、オンライン記録で確認できた 36 名について脱退手当金の受給状況を調査したところ、このうち 31 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 5 月 14 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月まで

昭和 37 年 4 月に A 社 B 営業所で採用され、C 県 D 出張所の E 部に配属された。同年 12 月ごろ風邪をこじらせ、近くの C 県立 F 病院に入院し、退院後、現場に戻り仕事を続けたが、G 発電所が完成し次の現場が更に山奥だったので、39 年 10 月に退職し、H 市で失業保険を受給した。加入記録が無い申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の申立人の履歴に関する回答及び複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「現場採用の作業員に係る健康保険は、I 健康保険組合に加入し、厚生年金保険については、正社員登用後に資格取得の手続を行っていた。申立人が A 社において正社員として勤務した記録は無い。」と回答している。

また、申立人が A 社 B 営業所で一緒に採用され、C 県 D 出張所で勤務したとしている同僚も、同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、現場採用で A 社に入社し、厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚は、正社員として登用されるまでは、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 775

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

私は、平成 2 年 10 月から社会保険の適用を受けている A 社の事業主であった。13 年 7 月に突然取引先からの入金が止まったので、思い切って事業を廃業しようと、裁判所への手続を取り、自己破産となった。当時のことはよく覚えていないが、それまで順調に事業を続け役員報酬も受けていたので、役員報酬が下がり、厚生年金保険の標準報酬月額が低くなることは考えられないことから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、閉鎖事項証明書により、A 社の代表取締役として在籍していることが確認できる。

また、A 社は、平成 13 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、同年 7 月 25 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年 2 月から同年 6 月までの期間については 62 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届や標準報酬月額減額訂正に係る月額変更届を提出した記憶は無いとしているが、社会保険事務所（当時）には平成 13 年 7 月 24 日に受け付けた事業主印のある健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届（処理票）が保管されているところ、当該手続が行われた同日において、申立人は、事業主印を手元に所持していたと供述していることから、申立人が、代表取締役として申立期間に係る自らの標準報酬月額減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月21日まで

A隊としてB社に入社し、終戦直前に帰郷した。退社時に脱退手当金の説明を受けた記憶も無く、受給した記憶も無い。その当時の制度として、3年以上の加入期間が無いと脱退手当金は受けられないと新聞で知った。支給される条件に当てはまらず、また、もらった記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の制度として、3年以上の加入期間が無ければ脱退手当金は支給されないと主張しているところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和20年8月21日当時、A隊員である被保険者がその資格を喪失した場合には、6か月以上3年未満の被保険者期間があれば脱退手当金の受給は可能であることから、被保険者資格を喪失した時点で10か月の被保険者期間がある申立人が脱退手当金を受給することは可能である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。